



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

ニューヨーク市立大学
大学院
経済学教授兼副総長

ここに発表する研究は、クイーンズカレッジおよびニューヨーク市立大学大学院のエリザベス・フィールド・ヘンドリー教授と共同で行ったものである。



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

発表の概要

- 新しい定義
- 在宅労働者とは？
- 在宅ワークのメリット
- 規制的環境
- 論争を呼ぶ2つの問題



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

在宅労働者の新しい定義

- 仕事の一部を自宅で行う人
- 主に自宅で仕事をする人
- 在宅勤務者
- 独立請負業者



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

在宅労働者の数(1970～2000年)

(単位:千人)

年	国勢調査人口 統計	事業主調査	現在の人口に 関する調査	SIPP
1980	2,178			
1985			18,082	
1990	3,406			
1991			19,967	
1992		8,557		
1997			21,478	9,260
2000	4,184			



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

調査の焦点:

主に自宅で仕事をする人

このグループには、さまざまな就労形態による多様な職業および業種が含まれる。



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

これを焦点にした理由

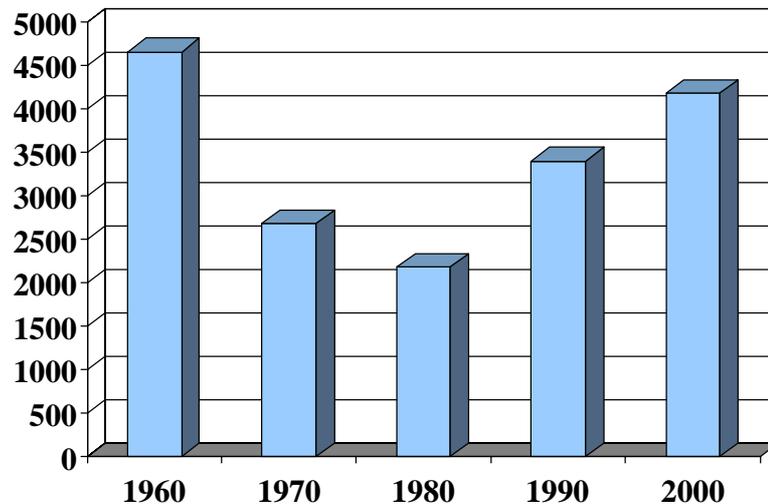
- この就労形態を選択する人の増加
- 労働力人口に占める割合が増加してきている女性にとっての在宅ワークの魅力
- 在宅ワーク形態に関する議論



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

在宅ワークの成長



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

人口統計にみる特性

社内労働者と比較して、在宅労働者の特徴は以下の通りである。

- 女性が多い(58.4% vs. 46.5%)
- 34歳以上が多い(76.4% vs. 66.9%)
- 既婚者が多い(78.1% vs. 62.5%)
- 女性では、6歳未満の子どもがいるケースが多い(30.1% vs. 22.4%)



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

人口統計的特性

- 女性では、6～17歳の子どもがいるケースが多い (30.3% vs. 19.6%)
- 白人(非ラテンアメリカ系)が多い(83.1% vs. 73.1%)
- 大都市圏以外の地域に住む人が多い(17.1% vs. 15.3%)
- 移民は少ない(11.1% vs. 14.3%)
- 文学士またはそれ以上の学位を持つ人が多い (38.6% vs. 30.2%)



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

仕事の特性

社内労働者と比較して、在宅就業者の特徴は以下の通りである。

- 自営業者が多い(47.8% vs. 4.9%)
- 女性のみでは、週あたりの労働時間が少ない(33.8% vs. 38.1%)
- 女性のみでは、1年間に働く週が少ない (42.8% vs. 46.3%)



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

在宅ワークを選択する理由： 経済理論による結果

- 就労にかかる「固定費用」の削減
通勤時間
自己負担の通勤費
- 労働市場と家事労働の両立の可能性拡大



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

理論のインプリケーション

- 通勤に時間と費用が多くかかる
- 労働市場と家事労働の両立の可能性が大きい

以上のような人は、在宅ワークが可能になることで労働市場に入りやすい。



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

実証的事実: 1990年米国情勢調査における25～55歳の女性

- 既婚者、子どもや高齢者の世話をしている人、地方居住者による在宅就労へのプラス効果
- 障害者が在宅ワークを行うことにより労働市場参加への抑止効果を削減
- 夫の収入と在宅ワークの可能性のポジティブな関係



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

実証的事実: 1990年米国情勢調査における25～55歳の女性(続き)

- 在宅就労者は自営業を選ぶことが多い。女性の在宅就労者は61.9%が自営業を選択。それに対して社内労働者はわずか3.5%。



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

規制的環境

- **公正労働基準法 (FLSA)**
 - 雇用関係をカバー
 - 最低賃金を設定 (\$5.15)
 - 労働時間を規制 (週40時間を超える労働に対しては、通常的时间あたり収入の150%を支払うものとする)
 - 未成年の雇用を規制
 - 記録管理を要求



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

規制的環境

- **29 CFR 530 在宅労働者の雇用に関する連邦条例**
 - 「工業的在宅ワーク」を規制
 - 以前は禁止令されていたあらゆるタイプの工業的在宅ワークを、1989年に解禁。ただし、女性の衣類をおよび「危険な」宝石類生産を除く。



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

規制的環境

米国労働安全衛生局 (OSHA)

- OSHAは、従業員の自宅兼オフィスを視察しない
- OSHAは、従業員の自宅兼オフィスに関して雇用者に責任を負わせず、雇用者による従業員の自宅の視察も求めない
- OSHAは、特別な場合(身体的危害や切迫した危険の恐れがある違反が報告された場合)にのみ、オフィスではない自宅の視察のみを実施する



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

規制的環境

▪ 内国税歳入局 (IRS)

在宅就労者が従業員であるか、それとも自営の独立請負業者であるかは、IRSのガイドラインに従って決定される。



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

論点その1： 在宅ワークについての対立する 見解

- 在宅ワークは、特に柔軟性を求める人にとって魅力的な選択肢である。
- 在宅ワークは、労働者から搾取する就労形態である。



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

論点その2：

- 自宅で仕事をする自営業者は、本当に自営業者なのか。そのことが議論を呼ぶ理由。



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

独立請負業者とは？ IRSのガイドライン

- 行動管理
- 財務管理
- 取引相手との関係



米国における在宅ワーク

リンダ・N・エドワード

概要と結論